

指定基準・介護給付費関連のお知らせ等について

令和4年4月19日

1 令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

令和4年度について様式が変更となっています。下記に詳細を掲載していますので、内容を確認のうえ、手続きに不備の無いようご注意ください。

<市ウェブサイト>

令和4年度介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算に係る届出
<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/1001915/1015552.html>

2 新型コロナウイルス感染症等について

新型コロナウイルス感染症について、随時、国から通知が発出されています。
下記 URL 等を参考に必要に応じた対処をお願いします。

<厚生労働省ウェブサイト>

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

3 令和3年度制度改正について

昨年度に様々な改正が行われています。令和3年度の実地指導でも改正の対応に不十分な事例も見受けられますので、今一度、改正内容を確認し、適切な対応をお願いします。

なお、BCP 計画の策定等、一部の基準について猶予期限がありますが、基準改正の趣旨をご理解いただき、早期の策定を行うよう努めてください。

<市ウェブサイト>

令和3年度制度改正に関して
<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/1011994/index.html>

4 市からのメールでの連絡及び「かいごへるぶやまぐち」の活用について

市から各事業所へ通知等を行う際、原則、メールでのお知らせを行っています。市へ登録しているメールアドレスが変更となった際には、市へ連絡をお願いします。

なお、市からの連絡について、緊急を要するものや回答が必要なものも含まれていま

す。定期的に（できれば1日に1回程度）メールの確認をお願いします。

また、県からの重要な通知等については、県の運営サイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載されますので、あわせて確認をお願いします。

<かいごへるぷやまぐちウェブサイト>

<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

5 うべメールサービス（宇部市防災メール）の登録推奨について

防災情報の収集について、本市では「うべメールサービス」の活用を推奨しています。自然災害に迅速に対応するため、各事業所におかれましては、本メールサービスの積極的な活用をお願いします。

<市ウェブサイト>

うべメールサービス（宇部市防災メール）

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/bousai/bousai/1001208/1001211.html>

6 運営推進会議等について

介護保険法で定める基準により、下記のとおり開催が定められています。開催頻度を満たさない場合、基準違反となりますので、関係者と連絡をとり、確実に開催されるようお願いします。

なお、近年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、同会議を中止・延期・書面開催等、通常開催されていない場合があります。通常開催や書面開催等、どのような開催方法にするのかは、感染状況にもよりますが、①通常開催②書面開催③延期④中止の順で対応を検討していただきたいと考えています。

やむを得ず、通常開催が行えない場合は、その旨を会議の構成員にお伝えください。

<開催頻度>

- ・おおむね6月に1回以上開催

認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・おおむね2月に1回以上開催

上記以外のサービス

7 新規（更新）指定・変更届等について

必要な手続きの期限は下記のとおりです。指定更新や加算に関する変更届は、請求事務に影響がでますので、遅延のないようご注意ください。

手続きに必要な様式については、市ウェブサイト「地域密着型サービスの指定等の各種様式等のダウンロード」、「居宅介護支援事業者向け情報の各種様式等のダウンロード」より最新の様式をダウンロードしてご利用ください。

<指定等>

新規指定・指定更新・・・事業開始（更新）日の1月前まで

廃止・休止・・・廃止・休止の日の1月前まで

再開・・・再開から10日以内（できる限り事前の提出をお願いします）

<変更届>

加算に関しないもの

変更のあった日から10日以内

☞令和3年度の改正で運営規程等に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能となっており、運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りるとなっています。

変更を行った事業所で、年1回の変更届がなされていない事業所は届出を行うようにしてください。

加算に関するもの

○算定単位数が増える場合

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、総合事業訪問型サービス、総合事業通所型サービス

⇒届出日が月の15日以前になされた場合・・・届出日の属する月の翌月から

⇒届出日が月の16日以降になされた場合・・・届出日の属する月の翌々月から

・（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⇒届出が受理された日が月の初日の場合・・・受理された日が属する月から

⇒届出が受理された日が月の初日以外の場合・・・受理された日が属する月の翌月から

○算定単位数が減る場合

・加算等が算定されなくなった事実が発生した日から

<市ウェブサイト>

地域密着型サービスの指定等

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/1001915/1001918.html>

居宅介護支援事業者向け情報

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/1001921/index.html>

8 市への問い合わせについて

厚生労働省が示している Q&A を参照のうえ、解決できないものについてお問い合わせください。また、質問の際は、市ウェブサイト掲載の質問票を用い、FAX 又はメールにてお問い合わせください。

<厚生労働省ウェブサイト>

介護サービス関係 Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html